



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表  
平成28年4月28日

【照会先】

熊本労働局職業安定部職業安定課  
課長 田島 浄嗣  
課長補佐 杉本 勝美  
(電話) 096-211-1703

報道関係者 各位

### 雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成しました

平成28年度熊本地震を受け、厚生労働省では、雇用や労働に関するさまざまな特例措置を設けています。

こうした特例をより多くの人に活用してもらうため、「被災された従業員の方、仕事をお探しの方向け」と「被災された事業主の方向け」に、それぞれの内容を一覧にまとめたリーフレットを作成しました。必要な情報が必要な方に届くよう、被災地域をはじめとするハローワーク、労働基準監督署などで配布する予定です。

#### 【リーフレットの内容】

##### ○被災された従業員の方、仕事をお探しの方向け

###### 【主な内容】

- ・被災者の仕事の相談に応じる窓口の案内
- ・災害で勤務先が事業を休・廃止し、賃金が受け取れない場合に受給できる失業給付の案内
- ・被災して職業訓練が受けられなくなった場合の、訓練時間などの特例的取扱い
- ・地震の影響で勤務先の業務が停止し、退職を余儀なくされた人が利用する、「未払賃金立替払制度」の申請手続きの簡略化

##### ○被災された事業主の方向け

###### 【主な内容】

- ・災害により休業せざるを得ない場合の従業員への賃金や手当について、法律上の考え方を取りまとめた「Q&A」や、「雇用調整助成金」による公的支援の案内
- ・各種助成金の申請が期限内に行えない場合、後日の申請が可能なることを案内
- ・労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金について、納付期限を延長・猶予

# 平成28年熊本地震に伴う特例措置のご案内

このたびの平成28年熊本地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

## 労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

### 1 助成金の支給申請など、雇用の安定のための相談窓口

熊本労働局および管内のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に對し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

### 2 地震の影響を受けた事業主の新卒採用に関する相談窓口

熊本県、大分県の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、地震の影響により、従来どおりの新卒採用を行うことが困難である事業主などに対する相談にお応えしています。

### 3 労働条件や労災補償などに関する相談窓口

熊本労働局および管内の全ての労働基準監督署に「震災関連相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

## 災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

### 1 休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関するQ & A

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122746.html>)

### 2 休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金を利用できます

平成28年熊本地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主（熊本県以外に所在する事業所の事業主も含みます）が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます。→詳しくは、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122746.html>)

### 3 失業給付について、従業員にお知らせください

熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して、賃金を受けることができない労働者については、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、熊本県内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した労働者については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→要件を満たす方が対象となります。また、本特例措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

# 各種助成金の支給申請

平成28年度熊本地震を理由にハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。→ 詳しくは、労働局又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

## 労働保険料、障害者雇用納付金等の納付期限延長・猶予

### 1 熊本県内に所在地がある事業主等

熊本県内に所在地を有する事業主などについて、労働保険料、障害者雇用納付金などの申告・納期限等を一律に延長します。

### 2 熊本県外に所在地がある事業主等

熊本県外に所在地を有する事業主であっても、このたびの災害によって事業財産に相当の損失を受け、労働保険料などを納付することが困難となった場合には、個別に納付の猶予措置を受けることができます。

詳しくは…

労働保険料については最寄りの労働局か労働基準監督署へ、障害者雇用納付金等については独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

## 被災者のためのメンタルヘルス・健康相談ダイヤル

被災された方のメンタルヘルスに関する相談、健康不安に関する相談を受け付けています。

- 「熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル」0120-783-728（フリーダイヤル）

5月2日から受付開始 【受付日時】平日 10時00分～17時00分 ※土・日・祝日は不可

- 「熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル」0120-021-506（フリーダイヤル）

5月2日から受付開始 【受付日時】月・水・金 13時00分～17時00分 ※祝日は不可

→全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能です。

## 中小企業退職金共済制度・勤労者財産形成持家融資の特例措置

独立行政法人 勤労者退職金共済機構が行っている中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限延長等や財形持家融資の返済期間猶予等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2941（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページでも、関連情報をお伝えしています。（<http://www.mhlw.go.jp/>）

この他、中小企業庁が作成した『中小企業者向け支援策ガイドブック』でも各種支援策を紹介しています。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2016/160418gaidobook.pdf>



従業員の方、仕事をお探しの方へ

# 平成28年熊本地震に伴う特例措置のご案内

このたびの平成28年熊本地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

## 労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

### 1 仕事をお探しの方は…

熊本労働局内のハローワークの「震災特別相談窓口」などで、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

### 2 就職活動中の学生・生徒の方は…

熊本県、大分県の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、被災した就職活動中の学生などに対する個別の職業相談にお応えしています。

### 3 労働条件等に関するご相談は…

熊本労働局および管下の全労働基準監督署に「震災関連相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

## 災害による事業の休止などでお困りの方へ

### 1 雇用保険の特例措置があります

熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても、失業給付を受給できます。また、熊本県内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。また、本特例措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### 2 Q & Aをご用意しています

地震に伴って休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてのQ & Aをまとめていますので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページにも掲載しています。（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122746.html>）

## 公共職業訓練および求職者支援訓練を受講されている方へ

### 職業訓練の修了認定や給付について特例措置があります

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります。

→ 詳しくは、それぞれの訓練機関へお問い合わせください。

雇用保険や職業訓練受講給付金を受給している職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断や休講などで訓練を受けられない場合でも、失業給付や職業訓練受講給付金が支給されることがあります。

→ 詳しくは、ハローワークまでお問い合わせください。



## 「未払賃金立替払制度」

### 申請書類の簡略化や迅速な処理を行います

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々に関する未払賃金の立替払については、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行います。

→詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。厚生労働省ホームページにも掲載しています (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000122622.pdf>)。なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shinsai\\_rousaihoshouseido/tatekae/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shinsai_rousaihoshouseido/tatekae/index.html))。

## 「就労中や通勤中に被災された方の「労災保険給付」

### 申請書類の受付を柔軟に行います

労働者の方が「就労中」や「通勤中」に、地震により建物が崩壊したことなどが原因となって被災された場合には、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられます。また、請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。

→詳しくは、最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

## 被災者のための「メンタルヘルス・健康相談ダイヤル」

### メンタルヘルスに関する相談、健康不安に関する相談を受け付けています

- 「熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル」 0120-783-728（フリーダイヤル）  
5月2日から受付開始 【受付日時】平日 10時00分～17時00分 ※土・日・祝日は不可
- 「熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル」 0120-021-506（フリーダイヤル）  
5月2日から受付開始 【受付日時】月・水・金 13時00分～17時00分 ※祝日は不可  
→全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能です。

## 「勤労者財産形成持家融資」・「中小企業退職金共済制度」・「労働金庫」

### 融資の返済期間などに特例措置があります

独立行政法人勤労者退職金共済機構においては、財形持家融資の返済期間猶予等についての特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2941（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ (<http://www.taisyokukin.go.jp/>) をご覧ください。

### 九州労働金庫における対応

預金通帳等を紛失した場合でも、ご本人確認をした上でお支払いします。

→詳しくは、九州労働金庫（電話0120-796-210）までお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) でも、関連の情報をお伝えしています。

